

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

令和3年6月9日 申請

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
<p>第 I 編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 52 条 （変更なし）</p> <p>（関連図表） 第 I - 1 図～第 I - 2 - (20) 図 （変更なし）</p>		

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
<p data-bbox="94 534 129 1152" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第 I - 2 - (21) 図 プルトニウム燃料第三開発室管理区域 (2)</p> <div data-bbox="145 271 929 1364" style="border: 1px dashed black; height: 685px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="67 1412 555 1439">第 I - 2 - (22) 図～第 I - 12 表 （変更なし）</p>	<p data-bbox="967 236 1845 327">核燃料物質使用変更許可（令和 3 年 5 月 7 日付け原規規発第 2105073 号）を受けたプルトニウム燃料第三開発室（別冊 3）に係る変更後の図 7 - 5 「プルトニウム燃料第三開発室 1 階平面図」</p> <div data-bbox="1030 335 1809 1420" style="border: 1px dashed black; height: 680px; width: 348px; margin: 10px auto;"></div> <p data-bbox="985 630 1021 1232" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">図 7 - 5 プルトニウム燃料第三開発室 1 階平面図</p>	<p data-bbox="1863 845 2168 1072">・ 左記の核燃料物質使用変更許可に基づき、核燃料物質使用施設保安規定の第 1-2-(21) 図の仕上検査室 (1) の扉を撤去し、壁に戻すものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない</p> <p data-bbox="1863 1216 2168 1273">・ 記載の適正化を図るため、注記を追加する</p>

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載			変更の妥当性																						
<p>第Ⅱ編 環境技術開発センターの管理</p> <p>第1条～第21条の2 （変更なし）</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第22条～第32条 （変更なし）</p> <p>（廃油の処理及び保管）</p> <p>第33条 廃止措置技術課長は、J棟の廃油を廃棄しようとする場合は、ポリエチレンで耐食性を持たせ、所定の表示をしたドラム缶に封入し、保管を環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>2. 環境保全課長は、廃油を保管廃棄する場合は、廃油保管庫に保管しなければならない。また、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、廃止措置技術課長へ依頼するとともに、J棟へ廃油を運搬しなければならない。</p> <p>3. 環境保全課長は、廃油を焼却する場合は、焼却施設で行わなければならない。</p> <p>4. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、廃油保管庫の廃油を分析する場合は、J棟の化学分析室で行わなければならない。なお、J棟への廃油の運搬は、環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>5. 廃止措置技術課長は、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、J棟の除染場で行わなければならない。</p> <p><u>6. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、J棟の水蒸気改質処理試験装置を用いて難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う場合は、廃油保管庫に保管中の廃油又はJ棟内で発生した廃油を試料として供試することができる。なお、J棟への廃油保管庫の廃油の運搬は、環境保全課長に依頼しなければならない。</u></p>	<p>【別冊10：J棟使用変更許可申請書】</p> <p>本文</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="965 667 1861 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="965 667 1099 703">目的番号</th> <th data-bbox="1099 667 1715 703">使用の目的</th> <th data-bbox="1715 667 1861 703">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="965 703 1099 775">(1)</td> <td data-bbox="1099 703 1715 775">六ふっ化ウラン（以下「UF₆」と表記する。）の詰め替えを行う。</td> <td data-bbox="1715 703 1861 775"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 775 1099 812">(2)</td> <td data-bbox="1099 775 1715 812">遠心分離機の解体及び除染に関する技術開発を行う。</td> <td data-bbox="1715 775 1861 812"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 812 1099 849">(3)</td> <td data-bbox="1099 812 1715 849">ウラン系廃棄物の処理に関する技術開発を行う。</td> <td data-bbox="1715 812 1861 849"></td> </tr> <tr> <th data-bbox="965 849 1099 885">目的番号</th> <th data-bbox="1099 849 1715 885">使用の方法</th> <th data-bbox="1715 849 1861 885">室名称</th> </tr> <tr> <td data-bbox="965 885 1099 1070">(1)</td> <td data-bbox="1099 885 1715 1070">UF₆詰替装置を用いて、UF₆を東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵しているUF₆充てん容器からUF₆シリンダへガス移送による詰替えを行う。 ① UF₆充てん容器を加温してUF₆ガスを発生させる。 ② UF₆シリンダを冷却してUF₆ガスを捕集する。</td> <td data-bbox="1715 885 1861 1070">作業室(4)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 1070 1099 1206">(2)</td> <td data-bbox="1099 1070 1715 1206">遠心分離機の解体及び除染を行う。 ① 遠心分離機の分解・点検を行う。 ② 分解した部品の解体及び除染に係る試験を行う。</td> <td data-bbox="1715 1070 1861 1206">補修調整室、 作業室(1)、 作業室(3)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="965 1206 1099 1414">(3)</td> <td data-bbox="1099 1206 1715 1414">ウラン系廃棄物の処理に関する試験を行う。 ① 水蒸気改質処理試験装置を用いて、<u>ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫に保管中の廃油又は施設内で発生した廃油を試料とした難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う。</u> ② 試料中のウラン及び不純物の化学分析を行う。</td> <td data-bbox="1715 1206 1861 1414">作業室(4)、 化学分析室</td> </tr> </tbody> </table>	目的番号	使用の目的	区 分	(1)	六ふっ化ウラン（以下「UF ₆ 」と表記する。）の詰め替えを行う。		(2)	遠心分離機の解体及び除染に関する技術開発を行う。		(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する技術開発を行う。		目的番号	使用の方法	室名称	(1)	UF ₆ 詰替装置を用いて、UF ₆ を東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵しているUF ₆ 充てん容器からUF ₆ シリンダへガス移送による詰替えを行う。 ① UF ₆ 充てん容器を加温してUF ₆ ガスを発生させる。 ② UF ₆ シリンダを冷却してUF ₆ ガスを捕集する。	作業室(4)	(2)	遠心分離機の解体及び除染を行う。 ① 遠心分離機の分解・点検を行う。 ② 分解した部品の解体及び除染に係る試験を行う。	補修調整室、 作業室(1)、 作業室(3)	(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する試験を行う。 ① 水蒸気改質処理試験装置を用いて、 <u>ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫に保管中の廃油又は施設内で発生した廃油を試料とした難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う。</u> ② 試料中のウラン及び不純物の化学分析を行う。	作業室(4)、 化学分析室	<p>・左記の使用変更許可申請の許可（令和3年5月7日付け）に基づき、保安規定の廃油の処理及び保管に水蒸気改質処理試験の試料について記載するものであり、使用変更許可申請書との齟齬はない。なお、廃油の運搬については使用変更許可申請書には該当する記載はない。</p>
目的番号	使用の目的	区 分																								
(1)	六ふっ化ウラン（以下「UF ₆ 」と表記する。）の詰め替えを行う。																									
(2)	遠心分離機の解体及び除染に関する技術開発を行う。																									
(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する技術開発を行う。																									
目的番号	使用の方法	室名称																								
(1)	UF ₆ 詰替装置を用いて、UF ₆ を東海事業所第2ウラン貯蔵庫に貯蔵しているUF ₆ 充てん容器からUF ₆ シリンダへガス移送による詰替えを行う。 ① UF ₆ 充てん容器を加温してUF ₆ ガスを発生させる。 ② UF ₆ シリンダを冷却してUF ₆ ガスを捕集する。	作業室(4)																								
(2)	遠心分離機の解体及び除染を行う。 ① 遠心分離機の分解・点検を行う。 ② 分解した部品の解体及び除染に係る試験を行う。	補修調整室、 作業室(1)、 作業室(3)																								
(3)	ウラン系廃棄物の処理に関する試験を行う。 ① 水蒸気改質処理試験装置を用いて、 <u>ウラン廃棄物処理施設の廃油保管庫に保管中の廃油又は施設内で発生した廃油を試料とした難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う。</u> ② 試料中のウラン及び不純物の化学分析を行う。	作業室(4)、 化学分析室																								

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載		変更の妥当性	
<p>第 34 条～第 40 条 （変更なし）</p> <p>（関連図表） 第Ⅱ-1-(1)-イ表～第Ⅱ-6表 （変更なし）</p>	<p>共通</p>	<p>上記の各目的番号に示す核燃料物質の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄する前段階のものであって、これから廃棄しようとするものを取り扱う作業を行う。</p> <p>① 汚染の拡大防止のための梱包 管理区域内で不要となった物品等のうち、汚染拡大防止措置が必要なものをビニル袋、ビニルシート等により梱包する。</p> <p>② 所定の容器への収納 上記①で発生したものを所定の容器に収納する。</p> <p>③ その他上記に関連する作業 運搬、選別、詰め替え等の作業を行う。</p> <p>これらの作業時には火災防止（上記①、②及び③で発生したものの金属製容器、金属製保管庫への収納等）、その他の保安上必要な措置を講じる。</p>	<p>全ての室</p>	

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）				核燃料物質使用変更許可申請書の記載		変更の妥当性																																																	
第Ⅱ－7表 固体廃棄施設の名称と保管能力				【別冊 10：J棟使用変更許可申請書】		<p>・左記の使用変更許可申請の許可（令和3年5月7日付け）に基づき、保安規定の固体廃棄施設の表の注釈に水蒸気改質処理試験で発生した残さの保管場所を記載するものであり、使用変更許可申請書との齟齬はない。</p>																																																	
				本文																																																			
				9-3 固体廃棄施設																																																			
				9-3-1 固体廃棄施設の位置																																																			
				<p>(1) 敷地の位置 「7-1 使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(2) 建家の位置 「7-1 使用施設の位置」と同じ。</p> <p>(3) 固体廃棄施設の位置 本施設の固体廃棄施設は、補修調整室、第一保管室、第二保管室及び資材保管室(3)である。このうち、<u>第二保管室の所定の位置に、水蒸気改質処理試験で発生した残さを回収した樹脂製容器を収納したドラム缶を保管する。</u> 図9-3-1にJ棟固体廃棄施設の位置を、図9-3-2に固体廃棄物を保管する場所を、図9-3-3に<u>第二保管室内の固体廃棄物置場詳細図</u>を示す。 本施設で発生する固体廃棄物の廃棄施設は、ウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設及び焼却施設であり、その位置は、ウラン廃棄物処理施設（別冊8）の記載による。</p>																																																			
							固体廃棄施設の位置																																																
				(図9-3-3の記載は省略)																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>固体廃棄施設名称</th> <th>保管能力（本）（注1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">B棟</td> <td>B-11、B-12、B-13、B-15、B-16、B-17</td> <td>ウラン系 150（注2） プルトニウム系 200（注3）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">CPF</td> <td>クレーンホール、サービスエリア（1階及び地階）、輸送容器保管室、廃棄物倉庫（1）、廃棄物倉庫（2）</td> <td>575</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>廃棄物貯蔵庫</td> <td>288（注4）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4">J棟</td> <td>補修調整室</td> <td>80（注2）</td> </tr> <tr> <td>第一保管室（注5）</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第二保管室</td> <td>40（注2）（注6）</td> </tr> <tr> <td>資材保管室（3）</td> <td>40（注2）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td> <td>貯蔵室（2）</td> <td>10（注2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">ウラン廃棄物廃棄施設</td> <td rowspan="5">ウラン廃棄物処理施設</td> <td>ウラン系廃棄物貯蔵施設</td> <td>貯蔵庫（1～2階）</td> <td>15 000（注2）</td> </tr> <tr> <td>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</td> <td>保管室（1～4階）</td> <td>30 600（注2）</td> </tr> <tr> <td>焼却施設</td> <td>炉室（I）、保管室</td> <td>70（注2）</td> </tr> <tr> <td>廃油保管庫</td> <td>保管室</td> <td>4（注2）</td> </tr> <tr> <td>廃水処理室</td> <td>廃水処理室</td> <td>2（注2）</td> </tr> <tr> <td>M棟</td> <td>工程室</td> <td>50（注2）</td> </tr> </tbody> </table>				施設名		固体廃棄施設名称	保管能力（本）（注1）	B棟		B-11、B-12、B-13、B-15、B-16、B-17	ウラン系 150（注2） プルトニウム系 200（注3）	CPF		クレーンホール、サービスエリア（1階及び地階）、輸送容器保管室、廃棄物倉庫（1）、廃棄物倉庫（2）	575			廃棄物貯蔵庫	288（注4）	J棟		補修調整室	80（注2）	第一保管室（注5）	0	第二保管室	40（注2）（注6）	資材保管室（3）	40（注2）	東海事業所第2ウラン貯蔵庫		貯蔵室（2）	10（注2）	ウラン廃棄物廃棄施設	ウラン廃棄物処理施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設	貯蔵庫（1～2階）	15 000（注2）	第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	保管室（1～4階）	30 600（注2）	焼却施設	炉室（I）、保管室	70（注2）	廃油保管庫	保管室	4（注2）	廃水処理室	廃水処理室	2（注2）	M棟	工程室	50（注2）		
施設名		固体廃棄施設名称	保管能力（本）（注1）																																																				
B棟		B-11、B-12、B-13、B-15、B-16、B-17	ウラン系 150（注2） プルトニウム系 200（注3）																																																				
CPF		クレーンホール、サービスエリア（1階及び地階）、輸送容器保管室、廃棄物倉庫（1）、廃棄物倉庫（2）	575																																																				
		廃棄物貯蔵庫	288（注4）																																																				
J棟		補修調整室	80（注2）																																																				
		第一保管室（注5）	0																																																				
		第二保管室	40（注2）（注6）																																																				
		資材保管室（3）	40（注2）																																																				
東海事業所第2ウラン貯蔵庫		貯蔵室（2）	10（注2）																																																				
ウラン廃棄物廃棄施設	ウラン廃棄物処理施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設	貯蔵庫（1～2階）	15 000（注2）																																																			
		第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	保管室（1～4階）	30 600（注2）																																																			
		焼却施設	炉室（I）、保管室	70（注2）																																																			
		廃油保管庫	保管室	4（注2）																																																			
		廃水処理室	廃水処理室	2（注2）																																																			
	M棟	工程室	50（注2）																																																				
<p>(注1) 200リットルドラム缶換算の本数</p> <p>(注2) ウラン系固体廃棄物の保管能力は、ウラン系廃棄物貯蔵施設 15 000本及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 30 600本の合計 45 600本であり、他施設（CPFを除く。）の保管能力はこれらの内数である。</p> <p>(注3) プルトニウム系固体廃棄物の保管能力は、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の36 000本であり、保管能力はこれの内数である。</p> <p>(注4) 高レベル固体廃棄物用の廃棄物缶の本数</p> <p>(注5) J棟の第一保管室は廃棄物の分別・詰替え等廃棄物の取扱施設である。</p> <p>(注6) <u>水蒸気改質処理試験で発生した残さを回収した樹脂製容器を収納したドラム缶は、第二保管室の固体廃棄物を保管する場所の中で管理区域境界から最も離れたエリアをドラム缶1本分画し、その中に保管する。</u></p>																																																							

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性						
<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章 通 則</p> <p>第1条～第27条 （変更なし）</p> <p>（容器に封入した固体廃棄物の保管等）</p> <p>第27条の2 環境管理課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第Ⅱ編第36条第1項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. 環境管理課長は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. 環境管理課長は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、第Ⅲ-4-(1)表から第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. 環境管理課長は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて第Ⅲ-4-(2)表、第Ⅲ-4-(3)表若しくは第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第Ⅲ-4-(1)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等（ただし、再</p>	<p>核燃料物質使用変更許可（平成31年1月16日付け原規規発第2105073号）を受けたプルトニウム燃料第三開発室（別冊3）に係る変更後の「9-3-3 固体廃棄施設の設備」</p> <p>9-3-3 固体廃棄施設の設備（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="974 869 1845 1390"> <thead> <tr> <th data-bbox="981 874 1308 911">固体廃棄設備の名称</th> <th data-bbox="1314 874 1839 911">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="981 916 1308 1219"> 解体前廃棄物一時保管設備1 グローブボックスNo.FMG-01a グローブボックスNo.FMG-01b グローブボックスNo.FMG-02a グローブボックスNo.FMG-02b グローブボックスNo.FMG-03a オープンポットボックスNo.FMO-03b </td> <td data-bbox="1314 916 1839 1219"> 原料詰替室（FW-004）に設置 解体前廃棄物一時保管設備1の配置を図9-7に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス </td> </tr> <tr> <td data-bbox="981 1224 1308 1385"> 解体前廃棄物一時保管設備2 グローブボックスNo.CPG-04a グローブボックスNo.CPG-04b </td> <td data-bbox="1314 1224 1839 1385"> 原料調製室(2)（CP-105）に設置 解体前廃棄物一時保管設備2の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス </td> </tr> </tbody> </table>	固体廃棄設備の名称	仕 様	解体前廃棄物一時保管設備1 グローブボックスNo.FMG-01a グローブボックスNo.FMG-01b グローブボックスNo.FMG-02a グローブボックスNo.FMG-02b グローブボックスNo.FMG-03a オープンポットボックスNo.FMO-03b	原料詰替室（FW-004）に設置 解体前廃棄物一時保管設備1の配置を図9-7に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス	解体前廃棄物一時保管設備2 グローブボックスNo.CPG-04a グローブボックスNo.CPG-04b	原料調製室(2)（CP-105）に設置 解体前廃棄物一時保管設備2の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス	
固体廃棄設備の名称	仕 様							
解体前廃棄物一時保管設備1 グローブボックスNo.FMG-01a グローブボックスNo.FMG-01b グローブボックスNo.FMG-02a グローブボックスNo.FMG-02b グローブボックスNo.FMG-03a オープンポットボックスNo.FMO-03b	原料詰替室（FW-004）に設置 解体前廃棄物一時保管設備1の配置を図9-7に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス							
解体前廃棄物一時保管設備2 グローブボックスNo.CPG-04a グローブボックスNo.CPG-04b	原料調製室(2)（CP-105）に設置 解体前廃棄物一時保管設備2の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス							

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性												
<p>使用する物品を除く。）を搬入してはならない。</p> <p>7. 試験第1課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備1、2及び4から16に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備1、2及び4から16に核燃料物質等（ただし、再使用する物品を除く。）を搬入してはならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>注：解体前廃棄物一時保管設備3の削除</p> </div>	<p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 解体前廃棄物一時保管設備4 グローブボックスNo.FPG-21a グローブボックスNo.FPG-21b </td> <td style="padding: 5px;"> ペレット調製室（FP-107）に設置 解体前廃棄物一時保管設備4の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 解体前廃棄物一時保管設備5 グローブボックスNo.FPG-25a グローブボックスNo.FPG-25b グローブボックスNo.FPG-25c </td> <td style="padding: 5px;"> ペレット調製室（FP-107）に設置 解体前廃棄物一時保管設備5の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 解体前廃棄物一時保管設備6 グローブボックスNo.FPG-35a グローブボックスNo.FPG-35b グローブボックスNo.FPG-35c </td> <td style="padding: 5px;"> 仕上検査室(1)（FP-110）に設置 解体前廃棄物一時保管設備6の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 解体前廃棄物一時保管設備7 グローブボックスNo.FPG-43a グローブボックスNo.FPG-43b </td> <td style="padding: 5px;"> 製品検査室（FP-112）に設置 解体前廃棄物一時保管設備7の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 解体前廃棄物一時保管設備8 グローブボックスNo.FPG-28b </td> <td style="padding: 5px;"> 仕上検査室(2)（FP-111）に設置 解体前廃棄物一時保管設備8の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 解体前廃棄物一時保管設備9 グローブボックスNo.FPG-34a グローブボックスNo.FPG-34b グローブボックスNo.FPG-34c </td> <td style="padding: 5px;"> 仕上検査室(2)（FP-111）に設置 解体前廃棄物一時保管設備9の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス </td> </tr> </table>	解体前廃棄物一時保管設備4 グローブボックスNo.FPG-21a グローブボックスNo.FPG-21b	ペレット調製室（FP-107）に設置 解体前廃棄物一時保管設備4の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス	解体前廃棄物一時保管設備5 グローブボックスNo.FPG-25a グローブボックスNo.FPG-25b グローブボックスNo.FPG-25c	ペレット調製室（FP-107）に設置 解体前廃棄物一時保管設備5の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス	解体前廃棄物一時保管設備6 グローブボックスNo.FPG-35a グローブボックスNo.FPG-35b グローブボックスNo.FPG-35c	仕上検査室(1)（FP-110）に設置 解体前廃棄物一時保管設備6の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス	解体前廃棄物一時保管設備7 グローブボックスNo.FPG-43a グローブボックスNo.FPG-43b	製品検査室（FP-112）に設置 解体前廃棄物一時保管設備7の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス	解体前廃棄物一時保管設備8 グローブボックスNo.FPG-28b	仕上検査室(2)（FP-111）に設置 解体前廃棄物一時保管設備8の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス	解体前廃棄物一時保管設備9 グローブボックスNo.FPG-34a グローブボックスNo.FPG-34b グローブボックスNo.FPG-34c	仕上検査室(2)（FP-111）に設置 解体前廃棄物一時保管設備9の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス	<p>・左記の核燃料物質使用変更許可後、解体前廃棄物一時保管設備3の解体・撤去が終了したことから、核燃料物質使用施設保安規定からも記載を削除するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない</p>
解体前廃棄物一時保管設備4 グローブボックスNo.FPG-21a グローブボックスNo.FPG-21b	ペレット調製室（FP-107）に設置 解体前廃棄物一時保管設備4の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス													
解体前廃棄物一時保管設備5 グローブボックスNo.FPG-25a グローブボックスNo.FPG-25b グローブボックスNo.FPG-25c	ペレット調製室（FP-107）に設置 解体前廃棄物一時保管設備5の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス													
解体前廃棄物一時保管設備6 グローブボックスNo.FPG-35a グローブボックスNo.FPG-35b グローブボックスNo.FPG-35c	仕上検査室(1)（FP-110）に設置 解体前廃棄物一時保管設備6の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス													
解体前廃棄物一時保管設備7 グローブボックスNo.FPG-43a グローブボックスNo.FPG-43b	製品検査室（FP-112）に設置 解体前廃棄物一時保管設備7の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス													
解体前廃棄物一時保管設備8 グローブボックスNo.FPG-28b	仕上検査室(2)（FP-111）に設置 解体前廃棄物一時保管設備8の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス													
解体前廃棄物一時保管設備9 グローブボックスNo.FPG-34a グローブボックスNo.FPG-34b グローブボックスNo.FPG-34c	仕上検査室(2)（FP-111）に設置 解体前廃棄物一時保管設備9の配置を図9-9に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス													

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載		変更の妥当性	
	解体前廃棄物一時保管設備 10 グローブボックスNo.FPG-11a	粉末調製室 (1) (FP-101) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 10 の配置を図 9-9 に示す。 耐震重要度：Cs クラス		
	解体前廃棄物一時保管設備 11 グローブボックスNo.FPG-26a	炉室 (FP-109) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 11 の配置を図 9-9 に示す。 耐震重要度：Cs クラス		
	解体前廃棄物一時保管設備 12 グローブボックスNo.FPG-30a	仕上検査室 (2) (FP-111) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 12 の配置を図 9-9 に示す。 耐震重要度：Cs クラス		
	解体前廃棄物一時保管設備 13 グローブボックスNo.FPG-22a グローブボックスNo.FPG-22b	炉室 (FP-109) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 13 の配置を図 9-9 に示す。 耐震重要度：Cs クラス 耐震重要度：Cs クラス		
	解体前廃棄物一時保管設備 14 グローブボックスNo.FPG-27a グローブボックスNo.FPG-27b	仕上検査室 (1) (FP-110) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 14 の配置を図 9-9 に示す。 耐震重要度：Cs クラス 耐震重要度：Cs クラス		
	解体前廃棄物一時保管設備 15 グローブボックスNo.FT-18	粉末調製室 (2) (FP-103) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 15 の配置を図 9-9 に示す。 耐震重要度：Cs クラス		
	解体前廃棄物一時保管設備 16 グローブボックスNo.FT-19	仕上検査室 (1) (FP-110) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 16 の配置を図 9-9 に示す。 耐震重要度：Cs クラス		
	第 28 条～第 29 条（変更なし）			

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
<p>（関連図表） 第Ⅲ－１－(1)表 （変更なし）</p>	<p>核燃料物質使用変更許可申請書において、本変更に関する記載なし。 （本頁において全て同じ）</p>	<p>・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する（本頁において全て同じ）</p>
<p>第Ⅲ－１－(2)表 プルトニウム燃料第一開発室臨界管理ユニットごとの制限量 （貯蔵庫） （表題のみの変更）</p>		
<p>第Ⅲ－１－(3)表 プルトニウム燃料第一開発室臨界管理ユニットごとの制限量 （ウラン貯蔵庫） （表題のみの変更）</p>		
<p>第Ⅲ－１－(4)表 プルトニウム燃料第一開発室ウラン貯蔵庫内のフードごとの制限量 （表題のみの変更）</p>		
<p>第Ⅲ－１－(5)表 プルトニウム燃料第一開発室工程における臨界管理ユニットごとの制限量（その1） （表題のみの変更）</p>		
<p>第Ⅲ－１－(5)表 プルトニウム燃料第一開発室工程における臨界管理ユニットごとの制限量（その2） （表題のみの変更）</p>		
<p>第Ⅲ－１－(6)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（貯蔵庫等） （表題のみの変更）</p>		
<p>第Ⅲ－１－(7)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（乾式工程） （表題のみの変更）</p>		
<p>第Ⅲ－１－(8)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（加工工程） （表題のみの変更）</p>		

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）						核燃料物質使用変更許可申請書の記載				変更の妥当性
第三-1-(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量（回収設備） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						核燃料物質使用変更許可（令和3年5月7日付け原規規発第2105073号）を受けたプルトニウム燃料第二開発室（別冊2）に係る変更後の「2. 使用の目的及び方法」 2. 使用の目的及び方法（抜粋）				・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する ・左記の使用変更許可に基づき、核燃料物質使用施設保安規定の第三-1-(9)表から、臨界管理ユニットD033に係る記載を削除するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号	
F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX	(1)	残存核燃料物質処理工程 ③ 回収設備 グローブボックス内の内装機器を分解・撤去し、グローブボックス内に残存する核燃料物質の回収を行う。	F-101	D-25、D-27、D-31、TC-1、F-1、F-2	
	D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX				(削除)	D-1、D-3、D-5、D-7、D-9、D-11、D-13、D-15、F-1
	D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
(削る)										
F-103	D001	D-1	6.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D003	D-3	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D005	D-5	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D007	D-7	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D009	D-9	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D011	D-11	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
	D013	D-13	3.0	半乾燥系	高富化MOX					
D015	D-15	3.0	半乾燥系	高富化MOX						
A-104	W008	W-8-1、W-8-2、T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX					
注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 (削る)										
注：臨界管理ユニットD033（部屋番号：F-102、グローブボックス等番号：D-33）に係る記載（注釈含む）を削除										

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）						核燃料物質使用変更許可申請書の記載				変更の妥当性																																																													
第三-1-(10)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量（品質管理工程） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						核燃料物質使用変更許可（令和3年5月7日付け原規規発第2105073号）を受けたプルトニウム燃料第二開発室（別冊2）に係る変更後の「2. 使用の目的及び方法」				・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する ・左記の使用変更許可に基づき、核燃料物質使用施設保安規定の第三-1-(10)表から、臨界管理ユニットC027及びC028に係る記載を削除するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋番号</th> <th>臨界管理ユニット</th> <th>グローブボックス等番号</th> <th>制限量^(注1) (kgPu*)</th> <th>系区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">C-101</td> <td>C011</td> <td>C-11</td> <td>0.20</td> <td>減速系</td> <td>OP-9を接続</td> </tr> <tr> <td>C012</td> <td>C-12</td> <td>0.20</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C013</td> <td>C-13</td> <td>0.20</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C014</td> <td>C-14A</td> <td>0.10</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C015</td> <td>C-15A</td> <td>0.10</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C016</td> <td>C-16 ~ C-18</td> <td>0.10</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C024</td> <td>C-15C</td> <td>0.05</td> <td>減速系</td> <td>OP-6を接続</td> </tr> <tr> <td>C-102</td> <td>C020</td> <td>C-20 ~ C-23</td> <td>0.20</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-103</td> <td rowspan="2">P001</td> <td>P-1, P-2</td> <td rowspan="2">0.20</td> <td rowspan="2">減速系</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>C-104</td> <td>OP-4</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> </tbody> </table>						部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^(注1) (kgPu*)		系区分	備考	C-101	C011	C-11	0.20	減速系	OP-9を接続	C012	C-12	0.20	減速系		C013	C-13	0.20	減速系		C014	C-14A	0.10	減速系		C015	C-15A	0.10	減速系		C016	C-16 ~ C-18	0.10	減速系		C024	C-15C	0.05	減速系	OP-6を接続	C-102	C020	C-20 ~ C-23	0.20	減速系		C-103	P001	P-1, P-2	0.20	減速系		C-104	OP-4	(削る)						2. 使用の目的及び方法（抜粋）		
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^(注1) (kgPu*)	系区分	備考																																																																		
C-101	C011	C-11	0.20	減速系	OP-9を接続																																																																		
	C012	C-12	0.20	減速系																																																																			
	C013	C-13	0.20	減速系																																																																			
	C014	C-14A	0.10	減速系																																																																			
	C015	C-15A	0.10	減速系																																																																			
	C016	C-16 ~ C-18	0.10	減速系																																																																			
	C024	C-15C	0.05	減速系	OP-6を接続																																																																		
C-102	C020	C-20 ~ C-23	0.20	減速系																																																																			
C-103	P001	P-1, P-2	0.20	減速系																																																																			
C-104		OP-4																																																																					
(削る)																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的番号</th> <th>使用の方法</th> <th>部屋番号</th> <th>グローブボックス等番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)</td> <td>品質管理工程</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>分析 核燃料物質中のプルトニウム、ウラン、不純物等の定量を化学分析、機器分析、放射化学分析、分光分析、ガス分析により行う。</td> <td>C-101</td> <td>C-11、C-12、C-13、C-14A、C-14B、C-15A、C-15C、C-16、C-17、C-18、OP-6、OP-9、H-1、H-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C-102</td> <td>C-20、C-21、C-22、C-23</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>物性測定 核燃料物質の物理的性質の測定を金相試験、X線回析、電子顕微鏡測定、X線微小分析、プルトニウムスポット測定、粒度測定、比表面積測定及び材料試験により行う。</td> <td>C-103</td> <td>P-1、P-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C-104</td> <td>OP-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C-105</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C-106</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号	(2)	品質管理工程			①	分析 核燃料物質中のプルトニウム、ウラン、不純物等の定量を化学分析、機器分析、放射化学分析、分光分析、ガス分析により行う。	C-101	C-11、C-12、C-13、C-14A、C-14B、C-15A、C-15C、C-16、C-17、C-18、OP-6、OP-9、H-1、H-2			C-102	C-20、C-21、C-22、C-23			(削除)	(削除)	②	物性測定 核燃料物質の物理的性質の測定を金相試験、X線回析、電子顕微鏡測定、X線微小分析、プルトニウムスポット測定、粒度測定、比表面積測定及び材料試験により行う。	C-103	P-1、P-2			C-104	OP-4			C-105				C-106																															
目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号																																																																				
(2)	品質管理工程																																																																						
①	分析 核燃料物質中のプルトニウム、ウラン、不純物等の定量を化学分析、機器分析、放射化学分析、分光分析、ガス分析により行う。	C-101	C-11、C-12、C-13、C-14A、C-14B、C-15A、C-15C、C-16、C-17、C-18、OP-6、OP-9、H-1、H-2																																																																				
		C-102	C-20、C-21、C-22、C-23																																																																				
		(削除)	(削除)																																																																				
②	物性測定 核燃料物質の物理的性質の測定を金相試験、X線回析、電子顕微鏡測定、X線微小分析、プルトニウムスポット測定、粒度測定、比表面積測定及び材料試験により行う。	C-103	P-1、P-2																																																																				
		C-104	OP-4																																																																				
		C-105																																																																					
		C-106																																																																					
注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 ※ ユニット内（グローブボックス内）に存在するその他の水分等の安全管理本系における構造材等で核燃料物質に含まれない水素等は、反射体として評価に含まれており、水分管理の対象外とする。																																																																							
注：臨界管理ユニットC027（部屋番号：C-217、グローブボックス等番号：C-24～C-27）及びC028（部屋番号：C-217、グローブボックス等番号：C-28（OP-10を接続））に係る記載の削除																																																																							

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用(変更)許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所(変更後)						核燃料物質使用変更許可申請書の記載			変更の妥当性																																																																																													
第三-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量(その他の工程等) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受けたプルトニウム燃料第二開発室(別冊2)に係る変更後の「7-3(8)核燃料物質受払い、開梱、梱包、計量及び保障措置技術開発の設備」及び「2. 使用の目的及び方法」			・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する ・左記の使用変更許可に基づき、核燃料物質使用施設保安規定の第三-1-(11)表に、臨界管理ユニットD033、C027及びC028に係る記載を追加し、W009に係る記載を削除するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋番号</th> <th>臨界管理ユニット</th> <th>グローブボックス等番号</th> <th>制限量^{注1)}(kgPu*)</th> <th>系区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">F-101</td> <td>D023</td> <td>D-23</td> <td>4.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>注3)</td> </tr> <tr> <td>D029^{注2)}</td> <td>D-29</td> <td>1.1</td> <td>半乾燥系</td> <td>注3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A-104</td> <td>W004</td> <td>W-4^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>W006</td> <td>W-6-1^{注4)} W-6-2^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F-102</td> <td>D033</td> <td>D-33</td> <td>0.24</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">F-104</td> <td>W005</td> <td>W-5^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td>C-122</td> <td>H005</td> <td>H-5</td> <td>11.2</td> <td>半乾燥系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C-125</td> <td>X001</td> <td>B-1、B-2</td> <td>7.8</td> <td>半乾燥系</td> <td>貯蔵庫等と共用</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">F-114</td> <td>W021</td> <td>W-21^{注4)}</td> <td>0.11</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W023</td> <td>W-23^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W025</td> <td>W-25^{注4)}</td> <td>0.11</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W027</td> <td>W-27^{注4)}</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td>転換MOX</td> </tr> <tr> <td>W031</td> <td>W-31^{注4)}</td> <td>0.20</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C-217</td> <td>C027</td> <td>C-24~C-27^{注4)}</td> <td>0.05</td> <td>減速系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C028</td> <td>C-28^{注4)}</td> <td>0.05</td> <td>減速系</td> <td>OP-10を接続</td> </tr> </tbody> </table>						部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号		制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考	F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)	D029 ^{注2)}	D-29	1.1	半乾燥系	注3)	A-104	W004	W-4 ^{注4)}	0.22	減速系		W006	W-6-1 ^{注4)} W-6-2 ^{注4)}	0.22	減速系		F-102	D033	D-33	0.24	減速系		F-104	W005	W-5 ^{注4)}	0.22	減速系		(削る)					C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系		C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共用	F-114	W021	W-21 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX	W023	W-23 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX	W025	W-25 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX	W027	W-27 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX	W031	W-31 ^{注4)}	0.20	減速系		C-217	C027	C-24~C-27 ^{注4)}	0.05	減速系		C028	C-28 ^{注4)}	0.05	減速系	OP-10を接続	7-3 使用施設の設備 (8) 核燃料物質受払い、開梱、梱包、計量及び保障措置技術開発の設備(抜粋) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$	
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考																																																																																																	
F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)																																																																																																	
	D029 ^{注2)}	D-29	1.1	半乾燥系	注3)																																																																																																	
A-104	W004	W-4 ^{注4)}	0.22	減速系																																																																																																		
	W006	W-6-1 ^{注4)} W-6-2 ^{注4)}	0.22	減速系																																																																																																		
F-102	D033	D-33	0.24	減速系																																																																																																		
F-104	W005	W-5 ^{注4)}	0.22	減速系																																																																																																		
	(削る)																																																																																																					
C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系																																																																																																		
C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共用																																																																																																	
F-114	W021	W-21 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX																																																																																																	
	W023	W-23 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX																																																																																																	
	W025	W-25 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX																																																																																																	
	W027	W-27 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX																																																																																																	
	W031	W-31 ^{注4)}	0.20	減速系																																																																																																		
C-217	C027	C-24~C-27 ^{注4)}	0.05	減速系																																																																																																		
	C028	C-28 ^{注4)}	0.05	減速系	OP-10を接続																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>灰化処理試験装置^{注1)}</td> <td>1式</td> <td>耐震設計：水平震度0.36</td> </tr> <tr> <td>熱分解炉</td> <td>1</td> <td>グローブボックスNo.D-33に接続</td> </tr> <tr> <td>仮焼炉</td> <td>1</td> <td>グローブボックスNo.D-33に接続</td> </tr> <tr> <td>排ガス処理炉</td> <td>1</td> <td>グローブボックスNo.D-33に接続</td> </tr> <tr> <td>熱交換器</td> <td>2</td> <td>グローブボックスNo.D-33に接続</td> </tr> <tr> <td>グローブボックスNo.D-33</td> <td>1</td> <td>耐震設計：水平震度0.36</td> </tr> </tbody> </table>						使用設備の名称	個数	仕様	灰化処理試験装置 ^{注1)}	1式	耐震設計：水平震度0.36	熱分解炉	1	グローブボックスNo.D-33に接続	仮焼炉	1	グローブボックスNo.D-33に接続	排ガス処理炉	1	グローブボックスNo.D-33に接続	熱交換器	2	グローブボックスNo.D-33に接続	グローブボックスNo.D-33	1	耐震設計：水平震度0.36	注1) 核燃料物質の使用は行わない。																																																																											
使用設備の名称	個数	仕様																																																																																																				
灰化処理試験装置 ^{注1)}	1式	耐震設計：水平震度0.36																																																																																																				
熱分解炉	1	グローブボックスNo.D-33に接続																																																																																																				
仮焼炉	1	グローブボックスNo.D-33に接続																																																																																																				
排ガス処理炉	1	グローブボックスNo.D-33に接続																																																																																																				
熱交換器	2	グローブボックスNo.D-33に接続																																																																																																				
グローブボックスNo.D-33	1	耐震設計：水平震度0.36																																																																																																				
2. 使用の目的及び方法(抜粋)						<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的番号</th> <th>使用の方法</th> <th>部屋番号</th> <th>グローブボックス等番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7)</td> <td>核燃料物質で汚染された設備について、以下に示す安全対策を施し、解体・撤去を行う。 1) 閉じ込め対策 核燃料物質で汚染された設備を解体・撤去する場合は、汚染の拡大を防止するグリーンハウスを設営する。 2) 火災対策 グリーンハウスの内部で火気の使用を伴う場合は、作業エリアの床面に鋼板を設置し、側面に耐火・耐熱シートを設置する。また、グリーンハウス内には、消火器を配置する。</td> <td>A-104 F-104 F-114 C-217</td> <td>W-4、W-6-1、 W-6-2 (削除) (削除) W-5 W-21、W-23、W-25 W-27、W-31 C-24、C-25、C-26、 C-27、C-28、OP-10</td> </tr> </tbody> </table>			目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号	(7)	核燃料物質で汚染された設備について、以下に示す安全対策を施し、解体・撤去を行う。 1) 閉じ込め対策 核燃料物質で汚染された設備を解体・撤去する場合は、汚染の拡大を防止するグリーンハウスを設営する。 2) 火災対策 グリーンハウスの内部で火気の使用を伴う場合は、作業エリアの床面に鋼板を設置し、側面に耐火・耐熱シートを設置する。また、グリーンハウス内には、消火器を配置する。	A-104 F-104 F-114 C-217	W-4、W-6-1、 W-6-2 (削除) (削除) W-5 W-21、W-23、W-25 W-27、W-31 C-24、C-25、C-26、 C-27、C-28、OP-10																																																																																						
目的番号	使用の方法	部屋番号	グローブボックス等番号																																																																																																			
(7)	核燃料物質で汚染された設備について、以下に示す安全対策を施し、解体・撤去を行う。 1) 閉じ込め対策 核燃料物質で汚染された設備を解体・撤去する場合は、汚染の拡大を防止するグリーンハウスを設営する。 2) 火災対策 グリーンハウスの内部で火気の使用を伴う場合は、作業エリアの床面に鋼板を設置し、側面に耐火・耐熱シートを設置する。また、グリーンハウス内には、消火器を配置する。	A-104 F-104 F-114 C-217	W-4、W-6-1、 W-6-2 (削除) (削除) W-5 W-21、W-23、W-25 W-27、W-31 C-24、C-25、C-26、 C-27、C-28、OP-10																																																																																																			
注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 注2) グローブボックスD-29では、U-Ti合金を粉砕媒体として使用する。 なお、U-Ti合金中の ²³⁵ Uは、制限量に含めて質量管理を行う。 注3) 高富化MOX、PuO ₂ 原料粉又はPu(90%Pu*)とする。 注4) 解体・撤去する設備。 注5) %は、質量分率を示す。						<table border="1"> <tr> <td>注：臨界管理ユニットW009(部屋番号：F-104、グローブボックス等番号：W-9)に係る記載の削除を含む</td> </tr> </table>			注：臨界管理ユニットW009(部屋番号：F-104、グローブボックス等番号：W-9)に係る記載の削除を含む																																																																																													
注：臨界管理ユニットW009(部屋番号：F-104、グローブボックス等番号：W-9)に係る記載の削除を含む																																																																																																						

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性																																																																																																												
<p>第Ⅲ－１－（１２）表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その１）</p> <p>第Ⅲ－１－（１２）表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その２） Pu* = ²³⁹Pu + ²⁴¹Pu + ²³⁵U</p> <table border="1" data-bbox="114 438 913 1289"> <thead> <tr> <th rowspan="2">臨界管理 ユニット 番号</th> <th colspan="3">臨界管理の方法</th> <th rowspan="2">制限量^注 3) (kgPu *)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>質量 又は 本数</th> <th>系の分類^{注1)}</th> <th>水分吸着 率（含有 率）の分 類^{注2)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>UFP-11</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr><td>UFP-15</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr><td>UFP-17</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr><td>UFP-19</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr><td><u>UFP-20</u></td><td><u>質量</u></td><td><u>混合酸化物系</u></td><td><u>半乾燥系</u></td><td><u>9.9</u></td><td></td></tr> <tr><td>UFP-22</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr><td>UFP-23</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr><td>UFP-24</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr><td>UFP-25</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr><td>UFP-26</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr><td>UFP-27</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> <tr><td>UFP-28</td><td>質量</td><td>混合酸化物系</td><td>半乾燥系</td><td>16.2</td><td></td></tr> </tbody> </table>	臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 ^注 3) (kgPu *)	備 考	質量 又は 本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸着 率（含有 率）の分 類 ^{注2)}	UFP-11	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-15	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-17	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-19	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		<u>UFP-20</u>	<u>質量</u>	<u>混合酸化物系</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>9.9</u>		UFP-22	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-23	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-24	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-25	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-26	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-27	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-28	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		<p>核燃料物質使用変更許可申請書において、本変更該当する記載なし。</p> <p>核燃料物質使用変更許可（平成 31 年 1 月 16 日付け原規規発第 2105073 号）を受けた プルトニウム燃料第三開発室（別冊 3）に係る変更後の「7-3 (3) ペレット製造工程 設備」</p> <p>7-3 使用施設の設備 (3) ペレット製造工程設備 (抜粋)</p> <p style="text-align: right;">Pu* = ²³⁹Pu + ²⁴¹Pu + ²³⁵U</p> <table border="1" data-bbox="981 619 1836 1407"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>受払搬送設備</u></td> <td><u>1 式</u></td> <td><u>臨界管理ユニット番号：UFP-20</u> <u>臨界管理方式：質量管理</u> <u>臨界管理区分：半乾燥系</u> <u>核的制限値：9.9 (kgPu*)</u> ^{注3)}</td> </tr> <tr> <td><u>受払リフト</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>グループボックスNaFPG-03a に収納</u></td> </tr> <tr> <td><u>粉末秤量・均一化混合設備</u></td> <td><u>1 式</u></td> <td><u>耐震重要度：Bクラス</u></td> </tr> <tr> <td><u>粉末秤量装置</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>グループボックスNaFPG-03b に収納</u></td> </tr> <tr> <td><u>均一化混合装置</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>ボールミル（混合容量：約 10 kgMOX）</u> <u>グループボックスNaFPG-03c に収納</u></td> </tr> <tr> <td><u>グループボックスNaFPG-03a</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>耐震重要度：Bクラス</u> <u>窓板材質：ポリカーボネート樹脂</u></td> </tr> <tr> <td><u>グループボックスNaFPG-03b</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>耐震重要度：Bクラス</u> <u>窓板材質：ポリカーボネート樹脂</u></td> </tr> <tr> <td><u>グループボックスNaFPG-03c</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>耐震重要度：Bクラス</u> <u>窓板材質：ポリカーボネート樹脂</u></td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕 様	<u>受払搬送設備</u>	<u>1 式</u>	<u>臨界管理ユニット番号：UFP-20</u> <u>臨界管理方式：質量管理</u> <u>臨界管理区分：半乾燥系</u> <u>核的制限値：9.9 (kgPu*)</u> ^{注3)}	<u>受払リフト</u>	<u>1</u>	<u>グループボックスNaFPG-03a に収納</u>	<u>粉末秤量・均一化混合設備</u>	<u>1 式</u>	<u>耐震重要度：Bクラス</u>	<u>粉末秤量装置</u>	<u>3</u>	<u>グループボックスNaFPG-03b に収納</u>	<u>均一化混合装置</u>	<u>1</u>	<u>ボールミル（混合容量：約 10 kgMOX）</u> <u>グループボックスNaFPG-03c に収納</u>	<u>グループボックスNaFPG-03a</u>	<u>1</u>	<u>耐震重要度：Bクラス</u> <u>窓板材質：ポリカーボネート樹脂</u>	<u>グループボックスNaFPG-03b</u>	<u>1</u>	<u>耐震重要度：Bクラス</u> <u>窓板材質：ポリカーボネート樹脂</u>	<u>グループボックスNaFPG-03c</u>	<u>1</u>	<u>耐震重要度：Bクラス</u> <u>窓板材質：ポリカーボネート樹脂</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する ・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する ・左記の使用変更許可に基づき設置する設備の臨界管理ユニット UFP-20 に係る記載を、核燃料物質使用施設保安規定の第Ⅲ－１－（１２）表（その２）に追加するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない
臨界管理 ユニット 番号		臨界管理の方法					制限量 ^注 3) (kgPu *)	備 考																																																																																																						
	質量 又は 本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸着 率（含有 率）の分 類 ^{注2)}																																																																																																											
UFP-11	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																																										
UFP-15	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																																										
UFP-17	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																																										
UFP-19	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																																										
<u>UFP-20</u>	<u>質量</u>	<u>混合酸化物系</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>9.9</u>																																																																																																										
UFP-22	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																																										
UFP-23	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																																										
UFP-24	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																																										
UFP-25	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																																										
UFP-26	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																																										
UFP-27	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																																										
UFP-28	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2																																																																																																										
使用設備の名称	個数	仕 様																																																																																																												
<u>受払搬送設備</u>	<u>1 式</u>	<u>臨界管理ユニット番号：UFP-20</u> <u>臨界管理方式：質量管理</u> <u>臨界管理区分：半乾燥系</u> <u>核的制限値：9.9 (kgPu*)</u> ^{注3)}																																																																																																												
<u>受払リフト</u>	<u>1</u>	<u>グループボックスNaFPG-03a に収納</u>																																																																																																												
<u>粉末秤量・均一化混合設備</u>	<u>1 式</u>	<u>耐震重要度：Bクラス</u>																																																																																																												
<u>粉末秤量装置</u>	<u>3</u>	<u>グループボックスNaFPG-03b に収納</u>																																																																																																												
<u>均一化混合装置</u>	<u>1</u>	<u>ボールミル（混合容量：約 10 kgMOX）</u> <u>グループボックスNaFPG-03c に収納</u>																																																																																																												
<u>グループボックスNaFPG-03a</u>	<u>1</u>	<u>耐震重要度：Bクラス</u> <u>窓板材質：ポリカーボネート樹脂</u>																																																																																																												
<u>グループボックスNaFPG-03b</u>	<u>1</u>	<u>耐震重要度：Bクラス</u> <u>窓板材質：ポリカーボネート樹脂</u>																																																																																																												
<u>グループボックスNaFPG-03c</u>	<u>1</u>	<u>耐震重要度：Bクラス</u> <u>窓板材質：ポリカーボネート樹脂</u>																																																																																																												
<p>※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。</p>																																																																																																														

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
 使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
<p>第Ⅲ－１－(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その3）</p> <p>第Ⅲ－１－(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その4）</p> <p>第Ⅲ－１－(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その5）</p> <p>第Ⅲ－２－(1)表 ～ 第Ⅲ－４－(4)表 （変更なし）</p>	<p>核燃料物質使用変更許可申請書において、本変更に関する記載なし。 （本頁において全て同じ）</p>	<p>・記載の適正化を図るため、表題の記載表現を変更する（本頁において全て同じ）</p>